（輸入手続完了後の受寄物）

第四条　寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

２　当会社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

３　当会社は、第一項により引取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

（収容貨物の料金）

第五条　寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容貨物の公売等）

第六条　収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

２　前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。

（収容解除手続）

第七条　寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

（関税の提供）

第八条　寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

（延滞金）

第九条　寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。

（免責事項）

第十条　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

一　税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害

二　税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者の受けることのある損害

○国土交通省告示第三百五十二号

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第八条第三項の規定に基づき、標準冷蔵倉庫寄託約款（倉荷証券を発行しない冷蔵倉庫業者が行う倉庫業に係るものに限る。）を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十日

国土交通大臣　金子　恭之

標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫（第九条―第十四条）
第三章　在庫証明書（第十五条）
第四章　受寄物の保管（第十六条―第二十三条）
第五章　受寄物の出庫（第二十四条―第二十八条）
第六章　引取りのない受寄物の処置（第二十九条―第三十二条）
第七章　受寄物の損害保険（第三十三条―第三十八条）
第八章　受寄物の損害賠償（第三十九条―第四十九条）
第九章　保管料、荷役料、手数料等（第五十条―第五十三条）
特約条項（第一条―第十条）

第一章　総則

（本約款の適用）

第一条　当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

２　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第二条　当会社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

２　前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

（庫入、庫出その他の作業）

第三条　貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当会社が行う。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（附帯業務等）

第四条　当会社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当会社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

２　当会社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。

（書面による意思表示）

第五条　当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当会社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。

（通知、催告）

第六条　寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

２　当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行うことができる。

（動産譲渡登記の通知）

第七条　寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当会社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当会社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

２　前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。

（業務上受領する金銭の利息）

第八条　当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章　寄託の引受け及び受寄物の入庫

（寄託引受けの制限）

第九条　当会社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。

一　当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。

二　当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。

三　当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。